

中国革命と周辺・民族問題(II)

——初期共産党とコミニテルンの民族政策をめぐって——

か が み
加 美 光 行

はじめに

- I 中國共産黨の結成と初期の民族政策(以上、前号)
- II 2全大会への道程と民族問題の浮上(以下、本号)
結論にかえて

II 2全大会への道程と民族問題の浮上

——コミニテルンと国共合作——

1. モンゴル問題と孫文の台頭

この発端は1920年10月、外モンゴルおよび満州地域との国境に近いダウリヤに拠点を置くセミヨーノフ政府が極東共和国の赤軍によって潰滅させられたことに始まる。この結果、セミヨーノフの勢力は否応なしに外モンゴルに侵入することになったのだった(注¹)。

当時外モンゴルは、1915年の蒙・露(ツァーリ・ロシア)・中(袁世凱政府)の三者協定によって、外モンゴルの自治を中国の宗主権の下に認め、中露の両国は外モンゴルに軍隊を入れないという取り決めになっていた。実際には、この協定によって外モンゴルは、北京政府の半植民地的な支配下に置かれる結果になり、とりわけ1919年9月に中華民国西北籌邊使として安徽派軍閥の徐樹錚が占領軍をともなって乗り込んできて以後は、その自治はほぼ完全に形骸化することになった(注²)。

こうした状況下に、元来親日的であったセミヨーノフ政府は1919年2月以来、日本(シベリア出兵軍)の後援を受けつつ、外モンゴルに対して「大モ

ンゴル帝国の建設」のスローガンを掲げて、汎モンゴル運動の働きかけを行なっていた。これにはセミヨーノフ自身がブリヤートモンゴル人であったことが少なからず関係していたと思われる(注³)。

ところがそうした矢先、セミヨーノフ政府軍は極東共和国赤軍との戦闘によって次第に追い詰められ、ついに撃破されてしまう。その結果、その敗軍が1920年秋に、同じくブリヤートモンゴル人のウングルン・ステンルベルグ男爵を総帥として外モンゴルに押し入ることになったのである(注⁴)。

かねてから中国人の支配の専横に苦しんでいたモンゴル人は、むしろこの同胞民族の侵入軍を解放軍として当初歓迎した。結果的に北京政府の占領軍はたちまち潰滅し、1921年2月15日、ウングルンは活仏ボクト・ケゲンを立ててモンゴル自治の復活を宣言するところとなったのである(注⁵)。

だがこのウングルンのモンゴル支配も、ウングルンが親中国分子や中国との内通分子の摘發に狂奔し、「氣違い男爵」とあだ名されるほどテロを拡大して恐怖政治を行なったため、決して安定的なものにはならなかった。

ウングルンの圧政は、当然モンゴル民衆の反発を招く結果となった。たとえばセミヨーノフ軍の進駐直前の1920年6月に既に秘密裡に結成されていたスヘバートル、ボドー、チョイバルサン、ダンザンらを指導者としたモンゴル人民党は当初は

ウンゲルン軍に期待をかけたが、やがてその実体を知るとともに、ウンゲルンの圧政と戦う姿勢を強めていったのである。かれらはその際、ソビエト・ロシアとの接触を図り、その援助を求める方法を取った。ソビエト・ロシアにとってもこうしたモンゴルの事態は黙過し得ないものだったこともあって、ついに1921年5月から7月にかけて極東共和国赤軍はモンゴル人民党を全面に押し立て形を取って外モンゴルに侵入し、瞬く間に首都クーロンを攻略してしまったのである。

こうして1921年7月11日、人民主権立憲君主モンゴル政府がクーロンに樹立された。君主にはやはり従来と同じ活仏ボクト・ケゲンがそのまま即位した^(注6)。

だがこの「革命」政府の樹立は依然、モンゴルの悲劇の終わりではなかった。

たとえば新政府成立時、同政府の首相兼外相に任せられたボドーは、その直後悲惨な運命に見舞われることになったのである。ボドーは元来チベット仏教の僧侶であり、帝政ロシア時代にはクーロンにあったロシア領事館のモンゴル語教師だったが、1918年冬頃からチョイバルサンらとモンゴル解放のために運動を組織した人物である。悲劇は次のようにして起きた。

すなわち1921年秋、君主ケゲン側近のチベット仏教の僧侶であるサジ・ラマ・ジャミヤンダザンなどを首謀者とする「反革命武装暴動」の陰謀なるものが発覚した。この結果サジ・ラマは逮捕・投獄されたが、この時、ボドーとダンザンの2人はサジ・ラマの無罪を訴え、その釈放を強く求めたのである。ボドーがこのような行動に出たのは、明らかに彼もまたサジ・ラマと同じチベット仏教の僧侶だったからだろう。

ボドーは結局この時の行動が災いして、同年末

にはその職から更迭され、さらに1922年初めには、モスクワに召喚されて、「日本と内通した反革命反ソ分子」との理由で逮捕処刑されたのである。ダンザンもまた、これに少し遅れて1924年には「党と国家に反逆した」との罪状で処刑された^(注7)。ボドーに懸けられた日本との内通という嫌疑が事実であったかどうかはともかく、少なくとも外モンゴルが徐樹錚の圧政下にあった時期、これに抗するために、当時沿海州一帯に勢力を張っていた日本軍に援助を請うことは十分あり得たことだった。

この点はここではこれ以上詳しく論じる余裕がない。この事件の背景には、あとで述べるように、新政府内にお汎蒙古主義的な動きがあって、それが反ソ的な「陰謀」を引き起こさせた可能性が高い。少なくとも1921年6月のクーロン解放の作戦が、実質的にソビエト・ロシアの強力な軍事的主導下に行なわれたものであって、モンゴル人自身によるモンゴル革命とばかり言えない面があったことをここでは確認しておきたい。

問題はこのソビエト赤軍によるクーロン解放作戦（1921年5月から7月）が全く北京政府との打ち合わせなしにソビエト・ロシアの単独でなされたため、北京政府をいたく刺激することになったことにあった。当時、北京政府は安直戦争後の内紛がなお続いている状況で、吳佩孚が政権を充分掌握しているというわけではなかったが（当時の北京政府大総統は徐世昌），それでもこの作戦とモンゴル新政府の樹立は吳佩孚にとって、不快なものだったことは間違いない。

こうした中で1921年夏の段階では、北京には20年8月以来極東共和国から派遣されていた既述のユーリング使節団がまだ滞在していて、ソビエト・ロシアが第1次カラハン宣言で一度は放棄した

はずの中東鉄路（北満鉄道）の権益の回復を求めて北京政府と交渉していた。ソビエト側の言い方は、カラハン宣言の原文には、中東鉄路に関する一節はなかったというのだった。このため、1920年9月末に発せられた第2次カラハン宣言では中東鉄路に関する条項は削除されていたのである。ソビエト・ロシアの東方アジア政策は、この時期、明らかにある種の後退を見せ始めていたと言える。そうした矢先、モンゴル情勢の急変を知った北京政府は、直ちにユーリング使節団に抗議を行なうとともに、ソビエト赤軍のモンゴルからの撤兵を強く要求した。

当然中ソ交渉は暗礁に乗り上げる形になった。かくして相互の交渉がゆき詰まるなかで、ユーリングは1921年8月1日、急遽帰国するに至ったのである（注⁸）。その後ユーリングにかわる使節としてバイクスが北京に送られてきたのはその年もやっと暮れの12月9日になってからであった。

一方ユーリングは帰国後、こんどは8月26日から翌1922年4月まで大連において日本を相手に、日本軍のシベリアからの撤兵と通商に関する交渉に臨んだ（いわゆる大連会議）。この交渉はモンゴル情勢なお汎モンゴル主義的な動きがあるなかで、それを背後で支えている日本に牽制をかけ、ひいては赤軍支配下のモンゴル情勢をソビエト側に有利な形で安定させるために不可欠な交渉だったのである。既述のボドーが親日反ソの嫌疑で批判を浴びる事件が起きたのは、まさにこの時期のことだった（注⁹）。

あたかもこうした最中、1921年7月、アメリカ國務長官のヒューズが、ソビエト・ロシアを除いた第1次大戦の戦勝諸国に対し、東方地域の安全保障と軍事力制限および同盟関係の強化を図るためにワシントン会議の召集を呼びかけた。北京政

府はただちにこの会議への参加を要望する旨、アメリカに通知しこれを了承された。この前後の時期、孫文もまた列強諸国と廣東政府承認を前提とした会議参加を目指して、特にアメリカへの接近を図ったが、結局失敗に終わっている（注¹⁰）。

このワシントン会議の目的は、通説では極東アジアにおける日本の進出にアメリカとイギリスが歯止めをかけようとしたものとされている。だがそれ以上に、ヴェルサイユ講和条約締結後数年間の、ソビエト・ロシアの中国・極東地域における外交攻勢に、英米が反撃しようとしたものと見ることもできる。

同会議は1921年11月から翌22年2月にかけて開催され、日・英・米3国間の海軍力の均衡問題、日英同盟の解消問題などのほか、山東問題を含む中国問題が重要議題として議論された。その結果、これまで親ソ・容共傾向を見せつつあった北京政府は、日本から山東問題の譲歩をとりつける一方、英米と急激に接近することになったのである。

モンゴル問題のこじれから北京政府・呉佩孚との関係を悪化させていたコミニテルンとソビエト・ロシアは、こうした動きの中で呉と北京政府に対する警戒心をいよいよ強めていった。政治の力学からして、当然そこでは北京政府と呉佩孚に对抗し得る中国国内の政治勢力が、コミニテルンとソビエト・ロシアにとって利用価値のあるものとして再評価されることになる。

こうして、ワシントン会議から外され、歐米・日本に異和を感じ始めていた孫文を指導者とする国民党と廣東政府に対するコミニテルンの評価が、改めて急速に高まる結果になったのである。あとで見るように、このような力学の下でコミニテルンが孫文との接近を図ることは、現実的効果

としては、陳炯明と孫文との間に元来潜在していた対立と矛盾を激化させずにはおかしいものだった。

すなわち聯省自治かそれとも統一主義か、を巡る対立である。

統一主義を掲げる孫文は、いずれは軍閥割拠の状況を打破して中国の統一を目指すことをみずから責務としていた。だからそこでは当然、北京政府と呉佩孚も打倒の対象となっていたのである。コミニテルンと孫文との接近は、孫文のこうした方向性をいっそう強める働きをせずにはおかしいものだった。

コミニテルンの孫文への接近は、まず1921年の後半、マーリンが上海にある国民党総部と連絡をとり、孫文の代理人の張繼と会見することから始められた(注¹¹)。その席でマーリンは、国民党に対し、コミニテルンが翌1922年初めに開催を呼びかけていた極東地域共産党民族革命組織大会（以下、極東民族大会と略）への正式の参加招請を行なった。

この極東民族大会は同時期に開催を予定していたワシントン会議に対抗するものとして、コミニテルンが呼びかけたものである。

たまたま同じ時期の1921年8月26日、孫文はソビエト・ロシア外務人民委員のチチェリンからの手紙（20年10月31日付で孫文が21年6月14日にやっと取得した）に対する返書をしたため、その内で北京政府を倒して孫文自身が北京に入らぬ限り、ソビエトと中国の友好関係を望むことは出来ないと主張した(注¹²)。

そしてその言葉どおり、1921年8月に広東政府国会非常会議は北京政府と北洋軍閥の打倒を目指して北伐を開始することを決議し、同10月中旬には北伐軍3万人が組織されたのであった(注¹³)。

この北伐が聯省自治を主張する陳炯明と孫文の関係を悪化させるのは不可避だった。

これに符節を合わせるかのように、呉佩孚もまた、1921年夏、自軍を率いて南下し、聯省自治を主張する湖南、湖北、四川などの地方軍閥を打破し、みずから両湖巡閱使となったのである(注¹⁴)。こうして南北そろった形で統一主義が全中国を席巻し始めた。

こうしたなかで、マーリンは1921年12月23日、陳独秀の同意の下に、張太雷を伴って広西省桂林に北伐途上の孫文を尋ね、3回に及ぶ会談を持ったのである(注¹⁵)。

孫文はこの会談において、ソビエト・ロシアで始まったばかりの新経済政策（ネップ）を、自分の主張する民生主義と同じ性格のものだとして共感を示した。このネップはソビエト・ロシアの民族政策に影響を与え、結局レーニン最晩年の時期に、スターリンのグルジア問題における反動を生む背景にもなった。この点ここでは詳述する余裕はない(注¹⁶)。

いずれにせよ、ネップは西欧に比して相対的に後進的な国家において、一国レベルの国民経済をいかにしたら成立させ得るのかという、いわば歴史的実験でもあった。だから、後進的な中国にいかに国民国家と国民経済を建設しうるかという同種の問題に最大の関心を持っていた孫文が、ネップに興味を示したのはごく自然のことともいえたのである。

孫文はこのほか、はっきりと「北伐に勝利したあかつきには、ただちにソビエト・ロシアと公的に同盟を結ぶことを提案する」とマーリンに言明した。もっともこの時、マーリンは陳炯明とも3度の会談を行なっている。そして会談後、マーリンは陳炯明について「完全にロシア革命を支持す

る立場にある」と評価し賞賛しさえしたのである（注¹⁷）。

こうして見ると、この時期マーリンは、孫文と陳炯明の間の対立がそれほど根深いものとは認識していなかった可能性もある。

陳炯明は確かに孫文以上に左翼的要素を持っていた。現に当時、陳炯明派の雑誌『広東羣報』は共産党員の譚平山、陳公博、譚植棠らが編集にあたっていた。なかでも陳公博は宣伝講習所の所長として陳炯明の側近に近いところで働いていたのである。

だから陳炯明も孫文も、この時期には連ソ・容共的な姿勢を明確化したという点では一致していたのである。だがそれは両者の対立を緩和させるものでは全くなかった。北伐を開始したのちの孫と陳の関係は、まさに坂道を下るように悪化しつつあったのである。

2. 第1次国共合作の強制と初期共産党の抵抗

マーリンはその後も1922年3月まで華南一帯を視察したが、その間に22年1月から3月にかけて香港で起きた海員組合の大規模なストライキを目撃することになった。その際ストライキを指導している海員組合の多くの幹部が国民党員だと知って、国民党こそ労働者階級との組織的つながりを持つ党だと判断し、共産党と国民党との合作を決意するに至ったと言う（注¹⁸）。

実際、当時の香港の海員組合（中華海員工業連合総会）の会長は国民党員の陳炳生であり、またこのストライキに広東政府は総額10万元にも上る資金援助をしていたとされる（注¹⁹）。

さらに国共両党の合作への動きを促進したものとしてもう一つ、1922年1月末モスクワとペトログラードで国民党の代表も参加して開催された極東民族大会の動きがあった。会議はレーニン、

トロッキー、片山潜、ジノビエフ、スターリンの5人を名誉主席に選出するとともに、コミニテルン東方部部長のサハロフ以下16名を主席団に選出して始められた。

この時レーニンは前年12月に病を発したばかりで、ロシア共産党中央政治局から6週間の休暇を得て、中央の公的活動から引退を余儀なくされる直前だった。そしてこの会議の閉幕直後の2月には、レーニンみずからの推挙によってスターリンがロシア共産党の書記長の座に就いたのである。この年レーニンはグルジア問題を巡るスターリンのいわゆる「自治化」計画案に反対して、いわゆる「最後の闘争」を行なうことになる（注²⁰）。

こうした事情がこの会議にどの程度影響していたか、はっきりしたことは分からない。ただレーニンは会期中に、病を押して中国の代表たちと接見し、国共合作の可能性について打診した。これとは対照的に、スターリンは名誉主席に選出されていたにもかかわらず、会期中ついに姿を見せずじまいだったという。

会議に出席した中国代表は、国民党代表として張秋白、中共代表として張国焘、広東の労働者代表として鄧培、その他、黃凌霜ら無政府主義者など合計30数名に上った（注²¹）。

この出席者の多様な顔触れからも判断できるように、この会議の目的は中国国内の社会革命（すなわちプロレタリア党による権力奪取）を援助することにあるのではなかった。つまり、それはむしろ中国に帝国主義列強と戦う広範な統一戦線（反帝民族統一戦線）を組織することを狙ったものだった。

張国焘はこの会議で初めて「中国革命は世界革命の一部である」と言う議論を聞かされて、最初何のことかよく分からなかったと言う。實際には

その種の議論は、中国の革命運動の中から親米的、親目的あるいは親西歐的な要素を一掃し、すべてこれを親ソ的なものに変えようとするソビエト・ロシアの国益重視の目的に沿うものだったのである(注22)。

繰り返しになるが、本来ここで言う世界革命とは、原理的には決して反欧米的なものではなく、むしろ欧米先進世界におけるプロレタリアートの革命をこそ待望するものだった。だがその西欧革命が停滞を続ける間に、ソビエト・ロシアはついにその西欧革命への待望を徐々に捨てて、それ単独で存続し得る道をアップによって追求し始めたのである。この時、世界革命の言葉の意味は変質を既に開始していたのであり、それはもはや西欧革命に期待する革命ではなく、むしろソビエト・ロシアの存続を可能にする革命へと意味を変えつつあった。

そこでは当然、東方アジアにおける親西歐的勢力の打倒と、親ソ的かつ反西歐的な運動の組織化こそが「世界革命」の名の下に追求されることになるのである。極東民族大会でサハロフらが主張した「反帝民族統一戦線」の戦略の真意はまさにそのようなものだった(注23)。

この結果、中国革命の主導勢力をむしろ孫文の国民党に見えたうえで、国共合作を推進する戦略が中共に課せられてくるのである。

レーニンが第2回コミニテルン大会で提起した「民族・植民地テーゼ」も、この時期までには同じくその意味を変質させて、西欧革命への待望を含まぬものになってゆく。

レーニン・テーゼは、この極東民族大会に出席した張国燾が初めてそのテキストを取得し、やつと中共に伝えられたが、その持つ意味はすでに変質してしまっていたのである(注24)。

ところで張国燾がモスクワから帰国する直前の1922年3月、コミニテルンは中共に宛て英文の電報を発し、「国民革命」を遂行せよと通達してきた。その真意は、中国統一主義に基づいて国共合作による革命を推進せよと言うにほかならなかった。だが当初これを受け取った中共の指導者たちは、「国民革命」という言葉が何を意味するのか解らなかったと言う。やがてその直後、張国燾が帰国するや直ちに3月29日、マーリンの呼びかけで杭州の西湖で第1回西湖会議が開催されてその真意が明らかになる(注25)。

マーリンはこの会議に先立って上海の国民党総部と打ち合わせを行ない、共産党員が国民党に入党するという方式で国共合作の提案を行ないたい旨を伝え、了承を得ていたと言う。もっとも張国燾によれば、この方式はむしろ孫文のほうから前年末の時点で提案され、それにマーリンが乗った可能性の方が強いとしている(注26)。

いずれにせよマーリンは西湖会議で、陳獨秀、李大釗、張国燾(?)、瞿秋白ら中共のトップ指導者たちを前にして、この方式による国共合作提案を行なったのである。中共指導者たちは国共合作には同意したものの、共産党員が国民党に入党するという方式には、ほとんど全員が強く反対した。

というのも、この方式は共産党を分裂に導きかねないものだったからである。具体的に言うと、陳獨秀はそれまで孫文と対立する陳炯明とむしろ信頼関係にあり、その関係から広東の党グループ(陳公博、譚平山、譚植棠ら)も既述のように陳炯明を支持していた。これとは逆に林伯渠は陳炯明に反対し孫文を支持していた。他方、李大釗は北京にあって、一貫して吳佩孚と共同歩調を取っていた、という具合だったのである(注27)。

陳獨秀はこうした状況に鑑み、4月6日(一説

には2日)付けでイルクーツクのヴォイチンスキー宛に手紙を出し、国共合作には反対でないが、共産党员の国民党への入党の方式は承服できない旨を書き送った^(注28)。主な理由としては、国民党には親米的で、親段祺瑞、親張作霖的(すなわち反吳佩孚的)な要素があり、軍閥的要素が強いこと、さらに広東の陳炯明と孫文の関係は悪化しつつあり、国民党への入党方式を取れば、陳炯明の敵視を受けることになって、もはや共産党は広東で活動し得なくなること、などを挙げたのだった^(注29)。マーリンは1922年4月24日、いったん中国を離れシンガポール、マルセーユ、ベルリンを経由して7月上旬にモスクワに戻っている。マーリンがモスクワに戻った理由は、国共合作について中共指導部の激しい反対に遭遇したため、改めてこの点でのコミニテルンの承認と支持を取りつけるためであった。

3. 陳炯明クーデターから2全大会へ——初期共産党的民族政策の提起

マーリンと入れ代わりに4月26日、ダーリンが共産主義青年センターの代表として、中国社会主義青年団の第1回大会に出席するという名目で広州入りした^(注30)。

ダーリンは広州入りの翌日、直ちにソビエト・ロシア政府全権代表の肩書で孫文と会談を行ない、国共合作を双方平等の形式による民主連合戦線の方式で行ないたい旨の提案を行なった。だが孫文はこの提案をはねつけたという。ダーリンは恐らく中共指導部の意を体して、このような提案を行なったものと思われる。

この会談直後の4月末、ダーリンの呼びかけで中共中央の主催による幹部会議が広州で開催された。出席者は陳独秀、蔡和森、張国焘、譚平山、林伯渠など広東グループを中心に20数名であつ

た。ここでも国民党への入党方式による合作の可否が議論されたが、大多数が依然これに反対したと言う。

こうした矢先の4月26日、張作霖の奉天軍と吳佩孚の直隸軍が北京郊外の長辛店で衝突して、第一次奉直戦争が勃発した。そして5月には奉天軍は山海關の外に追いやられて、直隸軍の勝利は決定的となった。

張作霖の奉天派は親日で知られていた。この時期に、奉直戦争が起きた理由は、外モンゴルに人民立憲政府が生まれるなど、シベリア、モンゴル、沿海州一帯で日本軍が徐々に影響力を失い、撤退を余儀なくされつつあったことと無関係とは思われない。

現に極東共和国と日本の間で、1921年8月以来、日本軍の撤兵の期限を巡って開かれていた既述の大連会議が、奉直戦争勃発直前の22年4月15日に決裂し打ち切りになっていたのである。それはむしろ日本軍の撤退が近いことを示すものだった。というのは、日本はワシントン会議を通じて欧米の強い圧力を受け、この時期にはすでにアメリカ政府に対し撤兵を近い将来行なうと約束していたからである^(注31)。大連会議の決裂から、自派の後ろ盾である日本軍の撤退が近いと見た張作霖は、北京政府のなかでその立場が弱まることを恐れたと思われる。奉直戦争の背景にそのような張作霖の危機意識が働いていたことは否めないだろう。いずれにせよ奉直戦争の勝利によって、吳佩孚がいまや北京政府の全権を掌握するに至ったのだった。

その後の経過についても若干触れておこう。この直後、日ソ間ではさらに交渉の継続を望む気持ちが強まり、1922年9月4日に満州の長春で交渉が再開されたが、日本軍の撤退が不可避と見たソ

ビエト側代表のヨッフェが強硬姿勢を崩さなかつたため、再び交渉は決裂した。にもかかわらず、日本軍は10月末には沿海州から撤退を行なった。

ヨッフェはその後、中国に向かい、北京政府や孫文との交渉で重要な役割を果たす一方、長春会議のつながりから、1923年2月には日本にも足を運んで日ソ間の交渉に当たることになる。この点はまた後で触れる。

こうしていよいよ、南の孫文、北の吳佩孚の両者が中国を二分する形で対峙することになった。元来この両者はどちらも統一主義者であって、聯省自治に反対していた。だがこの両者は、中国統一を巡って手を結び連合する余地はなかったと言つてよい。

事実、孫文は早くも1922年初めには北伐軍の配備を終え、2月には動員令を発し、先鋒部隊は同月中旬には湖南に進軍していた^(注32)。北伐軍は湖南で聯省自治派の督軍・趙恒惕の抵抗に遭つて難渋していたが、そうこうするうち北方で奉直戦争が勃発したのである。孫文はその展開に合わせるように4月末、北伐軍の大本營を広州から韶關へ移した。さらに5月6日にはみずから韶關に赴き、ただちに總攻撃令を発して3方向から江西に向かう北伐の軍を起こしたのである^(注33)。

その際、孫文は不穏な動きの見える陳炯明を廣東省長、内務部長、粵(廣東)軍総司令の三つの要職から更迭し、北伐に積極的に参加するよう再三戒めた^(注34)。

ここに吳佩孚と、孫文幕下の聯省自治論者の陳炯明とが、互いに内通して動きを起こすに充分すぎるほどの政治的背景があった。

実際、陳と吳を結びつける周辺の動きも見られた。たとえばこの時期、章炳麟は吳佩孚を聯省自治派の勢力に結びつけようと奔走している。章は

奉直戦争における吳佩孚の勝利が明らかになつたのちの1922年5月29日、北京政府宛に打電し、「毅然として巡閥使を廃し、兵權を各省に返し、自治を省民に還すべし。かくあらざれば、国会を復活すとも法文の遊びなり、國是會議を召集すとも衆を惑わしむるものなり」と訴えたのである^(注35)。

また北京でも胡適が週刊雑誌『努力』の創刊号誌上で、吳佩孚を中心として「好人政府」なるものを樹立しようと呼びかけ、内戦の停止、国会の尊重、憲法の制定、督軍の廃止、軍縮の実施、財政の公開などと並んで、聯省自治の実施を具体的目標とするよう訴えた。李大釗も上海の中共中央宛に書簡を送り、「好人政府」の考えに好意的な意見を述べたという^(注36)。

むろん吳佩孚らはこのような呼びかけにまじめに応じることはなかったが、このような動きが聯省自治派と吳佩孚との接近を促すという効果がなかったとは言えない。

一方、中共中央は流動するこうした情勢に対応するため、急遽上海で会議を持ち、6月10日に陳独秀の起草による「時局についての主張(第1次)」(以下、「対時局主張」と略)を採択し、同15日(16日、17日など諸説ある)に発表した。

「対時局主張」の要点は、以下のようなものだった。(1)聯省自治は民主政治と結びつかない限り、単に非民主的な軍閥割拠につながるものであり、賛成できない。(2)吳佩孚は依然、列強とつながって武人独裁を行なおうとしており、民主派とは言えない。(3)胡適らのいう「好人政府」の主張は妥協的、プチブル的な平和主義であり、武力政治が支配している状況では必ずや北京軍閥との妥協にゆき着く。(4)国民党は目下唯一の革命的民主派であるが、過去、何度か帝国主義列強や北洋軍閥と結ぼうとするなど動搖があつた、この点を変

えねばならない。(5)共産党は国民党など革命的民主派や社会主義団体を招請し、「聯席会議」を開いて反帝・反封建の民主主義的な連合戦線を作るよう呼びかける^(注37)。

ここではすでにコミニテルンの圧力を受けた結果として、中共の当初の態度に比べて国共合作へ向けた一定の妥協が見て取れる。だが統一主義か聯省自治かという選択問題については依然、二者択一的な絶対的な形では提起されていない。その種の選択問題は相対化され、反帝・反封建・民主・独立の国家を形成することにこそ最大の課題が置かれている。この時点でも、中共がなお統一主義を決して絶対視していなかったという点を、確認しておきたい。

一方、モンゴル問題に端を発して、コミニテルンとソビエト・ロシアが孫文を支持してゆく過程は、孫文のなかに現われた親ソ的でかつ統一主義的な方向を支持し発展させることによって、中国のなかに革命ロシアの国益に合致する情況を作り出そうとする過程でもあった。だから國際政治を含む実際的な政治の力学として言えば、当時はやはり統一主義か聯省自治かが否応なしに二者択一を迫る形で、中共の前に提起されつつあったのである。

そして事実、中共が「對時局主張」を公表した日の翌日、つまり6月16日の夜、ついに陳炯明は広州でクーデターを起こし、孫文が住む觀音山の總統府に砲撃を加えた。孫文は危うく難を逃れて、白鷓鴣に浮かぶ軍艦（永豐）に避難するや、ただちに陳炯明討伐を指令するとともに、北伐軍に広州への帰還を命じた。だが北伐軍は帰途、韶關で強い敵の抵抗に遭遇して容易に帰還できず、ついに孫文は8月9日、広州を離れ8月14日（一説には13日）に上海に居を移すことになった^(注38)。

急変する情勢に対応するべく、中共中央は急遽、党の廣東グループに書簡を送り、陳炯明との一切のつながりを直ちに断って孫文を支持するよう命じた。だが廣東グループは全く中央のこの指示を無視し、従来どおり陳炯明派の雑誌の編集に従事するのみか、陳炯明を支持し孫文を批判する文章を発表し続けたのである^(注39)。

中共の党内は、このクーデター事件をきっかけとして混乱し、その結果、脱党者や党籍剥奪などの処分が相次ぐことになる。

たまたまこの時期に中共は第2回全国大会（以下、2全大会と略）の開催を予定していたため、この情勢への対応問題は大会に場を移す形で議論されることになった。

ところが、この2全大会はある重要な副産物をもたらした。すなわち、中共はこの大会において、画期的とも言える最初の民族政策を打ち出したのである。それは激動する中国の情勢が何によってもたらされたかを、中共が独自に認識した結果、提起された政策であったように思われる。

その理由は、まずこの時期、コミニテルン代表のマーリンがモスクワに戻っていて中国にいなかつしたこと、その代理に当たるダーリンはマーリンと比べて専横的なところが少なかったこと、そして実際に2全大会にはコミニテルン代表も、ソビエト・ロシア代表も出席しなかったことなど、この大会で中共の独自な判断に基づく政策が提起され得るだけの背景があったように思われるからである。そこには、結成間もない中共に、脱党・処分などの混乱を余儀なくさせ、組織的な犠牲を強いたコミニテルンやソビエト・ロシアの政策に対する一定の批判すらうかがえたのである。

とはいものの、2全大会は決してスムーズには開催されなかった。大会は7月某日に開催を予

定していたが、その期日になっても殆ど代表が集まらず、予定を数日遅らせて上海で開催されたほどだったのである(注⁴⁰)。

そのうえ結局は、北京の李大釗、広東グループ、湖南の毛沢東など、呉佩孚に立場が近かつたり聯省自治の考えに同調的な人々がいずれも大会に出席しない結果となつたのだった。

当時、党員数は123人だったが、大会に参加した正式の代表はわずかに9名で、うち中央委員は陳獨秀、李達、張国燦の3名にすぎなかつた。このこと自体がこの大会の置かれた状況を示してあまりあるだろう(注⁴¹)。

まず陳炯明クーデターに絡む問題について、大会がどう処理したかを見ておこう。中共中央は大会開幕後、再び中共広州支部委員会に書簡を發し、陳公博と譚植棠に、中央の指示に従わないなら党籍剝奪の処分を行なうとの厳重な警告を与えた。さらに広州支部書記の譚平山に対しては、その優柔不断な態度に対し同様の厳重な処分を行なうと通知した(注⁴²)。

その後の結果についても述べておこう。譚植棠は大会直後に除名され、陳公博も1923年1月に最終的に党籍剝奪の処分を受けた。また譚平山も大会後、広州支部書記の職を解任されたが党籍は保持した。中共中央、特にこの3人を入党させた勧誘者でもあった陳獨秀にとって、これら処分がどれほど痛手であったかは想像に難くない。

こうした処分を行なう一方、大会は「世界情勢ならびに中国共産党に関する決議」など九つの決議、「中国共産党規約」それに、「大会宣言」を採択して閉幕した。

では中共中央はこの大会で具体的にいかなる方針を提起したのか。以下それを見よう。

まず中国革命を取り巻く世界情勢を彼らはどう

見たか。「世界情勢ならびに中国共産党に関する決議」は次のように述べる。

「現在、世界資本主義の力は依然として強大で、たえずソビエト・ロシアを攻撃しているので、労働者階級並びに一般大衆は、全力を挙げてソビエト・ロシアの防衛に努めねばならない。中国共産党は2全大会において中国の労働者を結集して、プロレタリアートの祖国ソビエト・ロシアを防衛し、資本主義の攻撃に抵抗する世界の労働者の戦線に加わることを決定した。なぜならば、ソビエト・ロシアは全被抑圧国家の解放の先頭に立っているからである」(注⁴³)。

ここには世界革命の展望における、ヨーロッパ革命の位置づけが全く見事に欠落してしまつてゐる。かつて中共の結成以前に、李大釗が大陸にそれぞれ連邦を設立し、そのうえに単一の人類連合を組織し世界大同の実現を目指すという世界革命を構想した時、そこにはアジア革命と同格なものとしてではあれヨーロッパ革命への期待が述べられていた(注⁴⁴)。他の陳獨秀をはじめとする人々についても、フランス革命への思い入れに始まって、多少とも西欧近代を理念として肯定し、それゆえ西欧列強諸国の植民地化圧力には強く反対するものの、ヨーロッパから近代への指針とともに革命への指針も与えられることを期待し続けていたはずだった。

ところがいまや、中国革命はむろんのこと、アジア革命すらもがソビエト・ロシアの防衛と存続のためにこそあるということになつてしまつた。当然そこではソビエト・ロシアの存続なしには中国革命自身も成立しないと見なされることになる。それはある意味では、中共が中国革命の推進に当たってソビエト・ロシアの要求と指示に服従するという意思表示のようにも取れる。

これに対応するように、2全大会は「中国共産党はコミニンテルンの一支部である」と明言したのである。

既に詳述したように、1921年半ば頃からコミニテルンとソビエト・ロシアが、モンゴル問題の新展開を通じて中共に要求しはじめた方向性、なかでも国民党への入党方式による国共合作に、中共指導層はこの間強く反発していた。だがその反面、中共はその間の確執を通して、コミニテルンとソビエト・ロシアの眞の意図を察知するようになったのではなかったか。だが本当はその眞の意図（すなわちソビエト・ロシアの防衛を世界革命の名によって押しつけること）はコミニテルンとソビエト・ロシアにとっても公言をなお憚るものであった。だから中共はコミニテルンやソビエト・ロシアさえ、当時まだ公然とは語り得なかつたことをあえて語つたことになる。

つまり当時、ロシア共産党の内部では、ヨーロッパ革命への期待が1921年のドイツ3月行動(Märzaktion)の失敗以後、急速に遠のき、ネップ政策に見られたように、ヨーロッパ革命の到来を待たずに、実質的にソビエト・ロシア単独で存続できる道を求めることが既成事実化しつつあつた。そしてこの傾向は1921年暮れに始まるレーニンの病の進行とともにいよいよ強まりつつあつたのである。

それでも建前としては、ロシア革命はヨーロッパ革命と結びついて初めて完成を見るという考えが、当時もなおボルシェビキの正統な世界革命観として否定し得ぬ権威を持っていた。だからこの時期に、ソビエト・ロシアを防衛する戦いに加わることこそが世界革命の推進に通ずるなどと、あえて言い得る者は、少なくともコミニテルンの場にはいなかつたのである。

だがとりわけ東方アジア政策に関しては、元来ボルシェビキたちの関心が薄かつたこともあつて、こうした正統的な世界革命観の影響力や規制

を受けることがより少なかつたと言えるのかも知れない。レーニンにしても中国の地でコミニテルン代表たちが何をやっているのかについて、よく掌握していたとは到底思えないのである。この点については、またあとで述べよう。

2全大会はこうしたソビエト・ロシア追随的な世界情勢についての見方を提起しながらも、その一方で、国民党への入党方式によって国共合作を行なうというマーリンが提起した方針については、これを強く拒否する姿勢を明確に打ち出した。「国民党との共同戦線に関する決議」は、国民党はブルジョワジーを代表するにすぎない政党であり、プロレタリアートを代表する政党ではないと明言するとともに、「プロレタリアートは、決して自己の党の指導を放棄すべきでなく、……闘争中、独立した自己の組織を忘れてはならぬ」と述べたのである(注45)。

こうした文脈のなかで、さらに2全大会はモンゴル、チベット、新疆の中国周辺部の問題として民族政策を提起したのである。いかなる必要があつてこの時期に周辺問題が提起されたのかは、従来の研究ではほとんどまじめに検討されてこなかつた。たとえば、この時期の中国の民族問題を研究したほとんど唯一の日本人研究者である坂本是忠は、2全大会が提起した民族政策を単純にソビエト・ロシアの民族政策の機械的な踏襲にすぎない、と見なしている(注46)。

だが、唐突にかつ何の必要もないまま提起されたかに見える民族政策も、この時期の国共合作を巡る政治力学の文脈から読み直すと、ある必然性に基づいて提起されたことが判るのである。すなわち、中日ソの3国が絡んだモンゴル問題こそ、コミニテルンとソビエト・ロシアの中国政策を大きく転換させるきっかけだったという事実が、

中共指導層にも重い意味を持つ認識を迫っていたに違いないのである。以下、2全大会の文書から周辺問題と民族政策に関する主張を見てみよう。

「国際帝国主義と中国共産党に関する決議」は言う。

「6. 中国はその辺境地域を統一することができない。何故ならその地域の経済状態は中国本土と全く異なっており、また辺境地域相互間にも別の相違が存在するからである。

7. 中国統一の夢は、中国が世界帝国主義から逃れ、封建軍閥を打倒し、眞の統一国家を樹立したときに実現するのである。

8. 中国共産党2全大会は、党的主要任務を、次のように決定した。a 内戦を終わらせ、軍閥を打倒し、国内平和を樹立する。b 中国本土（満州を含む）を眞の民主共和国に統一する。c 国際帝国主義の圧迫を取り除き、中華民族の絶対的独立を完成する。d 蒙古、チベット、トルキスタンの自治を承認する。e 蒙古、チベット、トルキスタンを連邦の原則に則って、中華連邦共和国に再統一する」^(注47)（傍点——引用者）。

同様の規定は「大会宣言」のなかにも述べられている。それは一見すると統一主義に与し、聯省自治に反対するものよりも見えるが、実際には聯省自治が民族の別を必ずしも考慮しない地域別の連邦制であるのに対し、ここではむしろ民族別の連邦制が主張されていると言ってよく、その意味ではむしろ無条件の統一（大一統）主義に反対しているのである。

こうして2全大会の「決議」は、民族政策の一環として自治=連邦制を主張した。そのうえで、それは反帝・民主・独立の原則を自治=連邦制と一体的なものとして提起することによって、各列強の後ろ盾のもとで成立している軍閥割拠の現状を克服できるとするのである。

念のために言っておけば、ここで言う「蒙古」とは、内モンゴルのみを指すものとして言っているのではなく、明らかに外モンゴルをも含むものである。だからその主張は、モンゴルの自治を確立すべきだとする立場を取ることで、当時の外モンゴルにおける極東共和国赤軍の事実上の外部支配に対し、一定の批判を含むものとなる可能性を持っていたわけである。この点は、次項で紹介する高君宇などの議論からもうかがえる。

むろんここでは中華民族という、「民族」概念としてみれば、きわめて恣意的で曖昧な言葉が用いられるなど、民族理論としてみれば不完全な点も多い。これを弁護していうわけではないが、中華民族という表現が孫文の五族共和を意識した言葉であることはほぼ間違いないところだろう。だが孫文の五族共和が、既述のように他民族を漢民族へ融合する民族融合論にゆきつく性格を持っていたのに対し、ここではあくまで自治=連邦制による諸民族の結合を説く形になっている。その意味では、この主張は孫文などの民族論に比して、はるかに分権主義的な傾向を持つといえたのである。

とはいって、ここにはかつて五四運動の時期、盛んに語られた民族自決権の主張が見られない。言うところの自治と自決とはどう異なるのか。こうした意味でも、2全大会が提起した民族政策は理論的にお未熟なレベルに止まるものだった。だが、中共の指導者たちが、袁世凱、段祺瑞、呉佩孚、孫文のような政治権力の担い手たちと異なって、それまで中国内部の中心部と周辺部の関係の問題に全くといってよいほど無関心であったことからすれば、これはやはり大変な意識の転換であったのである。

4. 中ソ交渉とモンゴル問題——高君宇の批判

2全大会で提起された民族政策は、さらに1年後の3全大会までにコミニンテルンとソビエト・ロシアの圧力を受けて一定の挫折を強いられることになる。次にその経過を見ることにしよう。

2全大会がコミニンテルンの指示に必ずしも沿わぬ形で、さまざまな決定を行なったことは、当然コミニンテルンの側の反発を呼ばずにはおかないと見えた。

ちょうど大会の会期中であったと思われる1922年7月17日、マーリンはモスクワのコミニンテルンの会議で中国情勢についての報告を行ない、その中で中共指導部が文人的で大衆から遊離していると批判した。そしてその反面、国民党は大衆党としての進歩性を持っていると訴え、持論である国民党への入党方式による国共合作の提案を行なって、それに対するコミニンテルン執行委員会の了承を求めた^(注48)。

コミニンテルン執行委員会はマーリン提案を了承するとともに、直ちに中共中央宛に書簡を発し、中共が現在、中国の労働者大衆から遊離しているとして批判を加えた。そしてさらに、このような現状で中共が秘密地下組織的な道を歩み続けることは、ますます中共組織を大衆から遊離させるものであると述べ、むしろ公然組織に受け入れて大衆への宣伝に努めるべきだと主張したのである^(注49)。マーリン報告の翌日の7月18日には、極東局も中共中央宛に、今後総ての活動はマーリンとの緊密な連絡のもとに行なうよう命ずる指示を出した。

さらに同年8月マーリンが再度中国入りするに当たって、コミニンテルン執行委員会は「駐中国コミニンテルン特派代表への指示」を出し、これをマーリンに持たせた。同指示の内容は、第1に、全

活動を第2回コミニンテルン大会におけるレーニンの「民族・植民地についてのテーゼ」に基づいて行なうこと、第2に、国民党入党方式による国共合作を推進すること、第3に、共産党は別個に自己の宣伝機関を持つようとするが、それにはできる限り国民党の同意を得ること、などというものだった^(注50)。

上海に戻ったマーリンは、当然ながら2全大会の決議、宣言をコミニンテルンの指示の精神にそぐわないとして不満を表明し、直ちに特別会議を召集することを提案した。

こうして8月17日、杭州の西湖で再び中共中央の会議が開催されたのである。出席者は陳独秀、マーリン、張国焘、それにあとで述べる高君宇など合計7人、2全大会に欠席した李大釗も今度は出席した。

国民党への入党方式による国共合作にはあい変わらず反対があいつぎ、コミニンテルンに再考を要求する意見もあった。ここに至ってマーリンは、これはコミニンテルンがすでに決定済みの政策であるとし、中共がコミニンテルンの決定を尊重するのか否かと迫ったという。陳独秀はそこでついに、条件つきでこの方式による国共合作を受け入れるという逆提案を行なった。その条件とは、第1に、入党に際して、指紋押捺と宣誓を行なうことを強制しないこと、第2に、国民党自身が民主主義的原則にもとづいて自組織を改組すること、の二つであった。そして、結局激論の末、この陳独秀提案が合意点として受け入れられることになったのである^(注51)。

この西湖会議ののち、8月23日にまず李大釗が孫文と上海で会見し、真先に国民党に入党した。次いで25日、マーリンも孫文と会見し西湖会議の決定を伝えるとともに、それがコミニンテルンの決

定でもあることを明らかにし、孫文もこれを大いに歓迎したのである。この直後、陳獨秀ほかの中共指導層はあいついで国民党に入党を果たした。

一方、マーリンが中国へ入国したのとほぼ同時の1922年8月12日、ソビエト・ロシア政府代表として同政府人民外交副委員長のヨッフェが北京入りした。

ヨッフェの任務は、モンゴル問題と北満鉄道問題のこじれから中断していた北京政府との中ソ交渉を再開し、ひいては北京政府との間に国交を樹立することにあった。明らかにこの任務は、コミニテルン代表のマーリンの任務とは異なるものであり、この意味ではコミニテルンとソビエト・ロシアの間には中国政策に関して一種の二方面作戦的な分業があったとさえ思われる。つまり一方では、孫文と接近することで吳佩孚を牽制しつつ、しかも同時に吳佩孚がその姿勢を改めて再び親ソ的となるよう誘導する可能性も模索していたということである。

ヨッフェは1922年8月から12月まで北京政府との交渉に当たったが、双方の主張の隔たりは依然大きく、容易に合意点を見いだすことはできなかった。

具体的に言うと、まず北満鉄道の問題では、ソビエト側の主張が同鉄道の所有権は中国にあるが、管理権は両国が等分に有するというものだったのに対し、中国側は同鉄道の総ての権益は中国にあると主張した。次に外モンゴル問題についても、北京政府がソビエト赤軍の外モンゴルからの全面撤退を要求したのに対し、ソビエト側はロシア白軍が中国領を基地としてソビエトに軍事的反抗を企てているとして、赤軍の駐留を正当化するという具合だった。最後に義和団事件の賠償問題についても北京政府がカラハン宣言を盾に、賠償

問題は存在しないと主張したのに対し、ソビエト側は賠償問題は依然未決着であると譲らなかつた(注52)。

こうした交渉の推移は、当然、中共の指導層にとっても無関心でいられる問題ではなかつた。交渉が再開する直前の1922年9月、高君宇は、雑誌『嚮導週報』に「蒙古問題に対し中国人が有すべき態度」と題する文章を載せ、この交渉に強い関心を示した(注53)。その内容は、その後の中共の民族政策を見るうえできわめて重要な意味を含むので、あえて少し長い引用をしておく。

「現在、ソビエト・ロシア代表のヨッフェが來華しているが、外交部はまたもや蒙古の返還を中ソ交渉の前提条件にしようとしている。……蒙古問題を論ずる際、真先にわれわれが思うことは、蒙古には別種の民族があり、別種の経済状況があるということである。……ブルジョワジーがこの2年来唱導しているあの『民族自決』について言うなら、蒙古人民にも自らの運命を自ら決定する権利がある。……『民国政府』は清朝のやり方を踏襲して蒙古を領有し、……以前にも増してむごたらしい搾取を行なつた。……だから蒙古の独立の後、数多くの報復による（漢人——引用者）惨殺事件が起きたのである。……われわれは今やこう結論する。軍閥と帝国主義の手先たちには『蒙古返還』を叫ばせよう、われわれ労働大衆の方は蒙古の独立保持にこそ賛成であり、そのための援助をしたい。だからわれわれはこう主張する。……中ソが交渉を行なう場合、およそ蒙古に關係する問題の交渉は、中国の外交官（すなわち軍閥と帝国主義の手先——引用者）とロシアの代表の両者ののみで決定してはならず、まして中ソ両国の生贋として蒙古を犠牲にすることがあつてはならない。正当な交渉の方式は、蒙古の代表を独立かつ平等な立場で交渉に参加させることである。」

ついでに言えば、ソビエト側は中ソ交渉において中国のモンゴルに対する形式的な宗主権を承認し、その見返りとしてソビエト側の実質的なモンゴル支配を認めさせようとする姿勢を示していく。この点、高のこの論文は、モンゴルを中国の「王疆」と見なす考え（すなわち宗主権承認の考え方）

を強く批判している。

高はここで、2全大会の民族政策では明言されなかった民族自決権について、これを明確に認めただけではない。さらに中ソ交渉がモンゴル問題を主要な議題としながら、モンゴルの代表の参加のないままに、それゆえモンゴル人の民族自決権を事実上踏みにじる形で行なわれようとしていることを強く批判したのである。

こののち、高君宇は10月にも、同じ雑誌に中ソ交渉に関する論評を書いている。

高はそこでは新たに、ソビエト側が北京政府を交渉相手としていることに論及し、本来、同政府には『中華民族』の利益を代弁しうる条件がなく、単に帝国主義と軍閥の利益に応えるだけの政府だと述べたのである。そのうえで、かれは帝国主義に媚を売る北京政府の外交姿勢を正すため、孫文、蔡元培、陳獨秀の3人を発起人として、国民の団結組織である「中ソ共感大同盟」を結成しようと呼びかけた(注54)。

この主張もまた、一方で孫文との入党合作を中共に強要しながら、他方で北京政府と取引を行なおうとするソビエト・ロシアの二面的政策に、精一杯の批判を加えたものと受け取れる。

中共指導層のこうした関心とは別に、結局中ソ交渉は徐々に行き詰まってゆき、1923年の初めには事実上、暗礁に乗り上げた状態になった。

こうした経過のなかで、吳佩孚が直ちに反ソ反共に転じたのかと言えば、必ずしもそうではなく、当初は依然容共的な姿勢を保っていた。だがそれもコミニテルン・ソビエトの二面的政策が続く限り、やがて限界がやってきて当然であった。

5. 孫文・ヨッフェ共同宣言と二七惨案——蔡和森の孫文批判と吳佩孚の報復

これより1年ほど前の1921年の半ば頃から、吳

佩孚は労働者の保護を目的に、労働法を作ることを提唱していたが、22年4月に奉直戦争に勝利したのち、いよいよその具体化に踏み出す姿勢を見せ始めていた。そして中共に対しても、その実現のため特に鉄道部門に関して人材派遣の協力要請を行なってきていたのである。あるいは吳は開明的な姿勢を維持して、中共との合作の可能性を残して置きたかったのかも知れない。実際、吳は1922年春以後、国共合作が日程に上り始めた段階になっても、中共との協力関係を維持する用意を残していたのである。

むろん吳に政治的な打算がなかったわけではない。実際当時、北京政府の鉄道部門がなお張作霖らの奉天派に牛耳られていたため、吳佩孚はこれを中共の力を借りて排除したかったということもあったのである。

とにかく、コミニテルンはこうした吳佩孚の要請に中共が応えることを善しとしたため、1922年9月から10月にかけて李大釗がこの件に関して2度にわたって吳佩孚と会談を行なうことになった。その結果、中共から張昆弟、何孟雄など6名が交通部の鉄道部門に派遣されることになり、また鄧中夏が労働法大綱を起草するなどしたのだ(注55)。

こうした経過によって、中国北方の労働運動は一時的に、京漢鉄道の労働運動を中心として大いに隆盛を見ることになったのである。その反面、上海の労働運動は租界当局の弾圧を受けて、閉塞状況に置かれていた。このため、1922年10月には中共中央はその所在地を北京に移すことになった(注56)。

このような動きとは反対に、北京政府との交渉に行き詰まっていたヨッフェは、北京政府と吳佩孚を見限って、孫文側近の張繼やマーリンを仲立

ちにしつつ急速に孫文との接近を図っていったのである。つまり、労働運動の面で、中共と呉佩孚の間に一種の協力関係が進行しつつある一方で、中ソ交渉の面では、ソビエト・ロシアは急速に呉佩孚の北京政府を見限りつつあったのである。

ソビエト・ロシアのこのようないい矛盾する二方向的な政策は当然やがて破綻にゆき着く結果になる。そしてその時、最も大きな犠牲を強いられるのは、言うまでもなく中共だったのである。

一方、以上のような推移のなかで孫文の側では、陳独秀が国共合作の条件として提起していた国民党組織の改組に着手し始めた。

まず1922年9月4日、孫文は上海で陳独秀らの共産党员を加えた国民党中央レベルの会議を開催し、その席で国民党の改組問題を提起するとともに、「聯ソ容共」政策について明確にした。改組案については同年末までに討議が進められ、翌1923年1月下旬には実行に移された。その結果、陳独秀が参議に、林伯渠が中央総務部副部長に、また張大雷が中央宣伝部幹事に、それぞれ就任し、いよいよ国共合作は軌道に乗ることとなったのである。

そうした矢先、1922年11月から12月にかけて、第4回コミニテルン大会がモスクワで開催された。これには陳独秀、劉仁静ら中共の代表も参加した。

この大会において、ラデックは「東方問題についての発言」と題する発言を行ない、その中で次のように述べて、中共を批判した。

「広州と上海で工作をしている同志たちは、労働者大衆と結びつくことの重要性を理解していない。われわれと彼らはまるまる1年の間、闘争することになった」。「中国におけるわれわれの体験は、18世紀の欧洲、18世紀のドイツを想起させる。当時、欧洲ドイツの資本主義の発展はなお未熟で、なお单一・統一的

な民族の中心性が確立されていなかった。(中国において——引用者) 3億の人口を抱える一つの民族が、ろくな鉄道も持たない状況では、これと同列と言わざるを得ない」。「われわれが君たちに語る最初の言葉は、共産主義学者の孔子式の書斎から飛び出して大衆のなかへ行け! と言うことである」(注57) (傍点——引用者)。

ここには、はっきり国民国家あるいは民族国家論の観点に立った統一主義的な革命観が見て取れる。それは1922年3月の中共宛通達以来、コミニテルンが国共合作に関連して一貫して主張してきた「国民革命」の考え方にはかならない。中共に国共合作を強要するのも、また大衆のなかへ行けと指示するのも、すべて、資本主義の成熟による統一的な民族の中心性を中国に確立するためであるというわけである。

いずれにせよ、その中共批判には、むろん命令的な意図が含まれていたと見なければならない。すなわち、積極的に国共合作に取り組むことによって国民党系の労働組合組織への浸透を図り、さらに呉佩孚の下でも、鉄道労働者を組織することに全力を上げよと中共に迫っているのである。

この時期、コミニテルンは既に北京政府を見限ることに決していたと考えられる。1923年1月12日、コミニテルンは急遽モスクワに舞い戻ったマーリンから中国情勢について報告を聞いたのち、同日付けで「中国共产党と国民党の関係の問題に関する決議」を発出した(注58)。

これを受けるかのように、ヨッフェは1月17日、北京から上海に向かい、その後、数度にわたって孫文と直接会談を行なったのである。ついでにいっておけば、その直前の1月15日、かねてから雲南軍閥の楊希閔と廣西軍閥の劉振寰の圧力を受けていた廣東の陳炯明は、突如みずから下野する旨、各地に打電したのち、廣州から南の惠州に

退いてしまった。こうして孫文が再度、広州で再起するための条件が巡ってきたのである^(注59)。つまりこのような情勢下に、孫文の存在が再び軍事的・政治的にソビエト・ロシアの交渉相手とするに足るだけの重みを増してきていたということである。

話を元に戻そう。孫文・ヨッフェ会談の内容は、中共指導層には事前に全く知らされておらず、会談後に新聞紙上で事後的にその内容を知られる始末だったという^(注60)。それはとにかく、実際にはこの会談は、中ソ交渉の相手を北京政府から孫文にとり代えたものと言ってよく、北京政府にとってはほとんど裏切りに等しい面があった。しかも、その内容は北京政府を相手とした時と全く正反対と言ってよいものだったのである。具体的に見よう。

1月26日、ヨッフェと孫文は交渉の結果をまとめて「孫文・ヨッフェ共同宣言」として発表した。まず北満鉄道の経営権について、「共同宣言」はソビエト・ロシアの要求をほぼ全面的に受け入れる内容になり、同鉄道は現状維持とし、事実上中ソの共同経営ということになった。さらにモンゴル問題についても、「ロシア現政府は外モンゴルにおいて、帝国主義的政策を実施したり、あるいは外モンゴルを中国から分離しようとするような意志も目的も全く持っていないのであり」、それゆえ「孫博士はソビエト赤軍が直ちに外モンゴルから撤退する必要はないと認めた」と述べたのである。

これを北京政府の今までの交渉態度と比べた場合、明らかに孫文の側がソビエト・ロシアに大幅な譲歩を行なったものと理解することができよう。だがその反面、ヨッフェの側もある種の譲歩を行なっていた。ただしその譲歩は、決してソビ

エト・ロシアの利益を犠牲にするものではなく、むしろ中共にこそ犠牲を強いるものだった。「共同宣言」は次のように述べている。

「孫博士は共産組織さらにはソビエト制度のいづれについても中国に移入することは不可能であると見なした。……この見解に、ヨッフェ氏も完全に同意した」^(注61)。

この記述は中共指導部に全く何の相談もないまま、ヨッフェの独断で「宣言」に盛り込まれたもので、中共党员の意志を公然と踏みにじるものだった。

他方、この「宣言」の内容は、それまでの北京政府の交渉内容と正反対と言ってよいような内容であったから、当然呉佩孚・北京政府の激しい反発を招くことが予想された。この点を懸念してか、孫文は「共同宣言」発表と同時の26日、別途に「平和統一宣言」を発表し、直隸派、奉天派、安徽派それに自派を加えた4派による平和的な中國統一と相互の大蔵軍縮の実施を呼びかけた。

見方を変えてみれば、それはヨッフェが孫文から勝ち取った大幅な譲歩を中国の他の勢力にも了承させようとしたものと見ることができる。とりわけそれは從来、ソビエト・ロシアとの交渉において強硬な態度を崩さなかった呉佩孚・北京政府に対し態度軟化を期待したものだった可能性もあるだろう。

だが実際には、このような孫文の対応は楽観的にすぎ、むしろきわめて危険な要素を含むものといわねばならなかった。

この点、蔡和森はその直後に、雑誌『嚮導週報』誌上でこの「平和統一宣言」を右翼的な妥協政策と断じつつ、「民衆的な基礎を持たない国民党のような組織が、このような右翼的政策を取ることは、この先非常に危険なことである」と強い調子で批判した^(注62)(傍点——引用者)。

ここでは、前年の7月以来マーリンの主張を入れたコミニテルンが、国民党を中共よりも民衆的な基礎を持つ政党と評価して、それゆえに中共に国民党への入党方式による国共合作を強要していたことを思い出すだけで、蔡和森の批判の意図がどこにあるか読み取れるはずである。とりわけ前年秋の第4回コミニテルン大会で、ラデックが中共を「民衆的な基礎に欠ける」として強く批判していたことを、ここでは、想起する必要がある。

やがてすぐ蔡和森のこの危惧は、予言が的中する形となり、中共のうえに災禍となって襲いかかった。京漢労働者の上にふりかかった「二七惨案」がそれである。

すなわち、吳佩孚の保護下に発展を遂げつつあった鉄道労働者の労働運動は、とりわけ京漢鉄道においてめざましい盛り上がりを見せつつあった。そのなかで京漢鉄道労働組合は1923年2月1日に鄭州で全線各労働組合の代表大会の開催を予定しており、そこで正式に京漢鉄道総工会を結成することになっていた。ところが「孫文・ヨッフェ共同宣言」発表の2日後の1月28日、吳佩孚は突如、鄭州駐留軍司令の靳雲鶴に命じてこの代表大会の開催を禁止させたのである。だが當時、鄭州の鉄道労働者は鄭州警察局長の黃殿宸と信頼関係にあり、なお本格的な弾圧があるとは予想していなかった。2月1日の大会を禁止された組合側はこれに抗議して2月4日からストライキに入った。この時点でもなお組合側は楽観的だった。だが2月7日、ついに江岸、漢口、長辛店などを中心とする京漢鉄道労働者に対する報復的な弾圧が行なわれ、死者32人（一説には35人、37人とも）、負傷者200余人を出す虐殺事件となつたのである（注⁶³）。この結果、林祥謙など共産党员の労働運動指導者も犠牲となった。

このような惨劇が演じられた直後の2月15日、孫文は上海を離れて広州に向い、同21日、陳炯明退去後の広州を占領していた既述の楊希閔、劉振寰の2人の軍閥に迎えられるような形で、三たび広州入りを果たし、広東軍政府を再興して、3月には大元帥の地位に就いたのだった（注⁶⁴）。

6. 日・ソ・広東3政府間の交渉と満蒙問題

一方、惨劇が起る少し前の1月27日、ヨッフェは寺内内閣時代の元内務大臣で当時東京市長であった後藤新平の招きを得て、上海から日本に向かい、2月1日に横浜に到着した。表向きはヨッフェの病気療養のためと言うことだったが、実際には中断中の日ソ交渉を再開することに眞の目的があった。これにはヨッフェが1922年9月の長春会談のソビエト・ロシア側の交渉当事者として、既に日本に知られていたことも手伝っていたのである。

長春会談以後、1922年10月に日本軍が沿海州から撤退するや、ソビエト・ロシアは同年11月、日本との間の緩衝国であった極東共和国を自政府に合併し解消してしまった。この結果、日本が極東共和国との間で締結していた漁業条約がいったん効力を失い、再締結が必要とされていたこと、またこの時期、アメリカの石油資本が北樺太油田の開発に着手するという動きが現われたことなど、日本がソビエト・ロシアとの交渉再開を望む充分な理由があった。

さらに言えば、交渉の表面に現われない問題として、この時期、日本が満蒙問題を巡って、北京政府と対立を深めつつあったことも、日ソ交渉再開の要因として無視できない。この点はソビエト・ロシアも同様であって、既述のように外モンゴルの赤軍駐留と北滿鉄道の経営権の問題で中ソ交渉は膠着状態にあったのである。

こうした状況の下で、北京政府の頭越しに日ソ

両国が交渉を再開することは、かりに満蒙問題に關して何ら具体的な提案や合意がなされなくとも、北京政府には充分脅威となりうるものだったのである。

具体的に述べよう。この年(1923年)1月、北京国会は、15年5月以来日本が中国に押しつけてきたいわゆる「21カ条条約」は法理論上無効である、との決議を行なった。さらにこの決議に基づいて、同年3月、北京政府は日本政府に対して、「21カ条条約」廃棄の通告を行なったのである(注65)。

言うまでもなく、日本の満蒙進出は、この「21カ条条約」を基礎として1915年5月末に締結された「南満東蒙条約」に依拠するものだった。北京政府がこの時期、日本に対して強硬な姿勢を見せ始めたのは、1921年11月のワシントン会議以来、英米列強が満蒙における日本の利権に対し批判を強めつつあったことも、手伝っていた。

まさにこうした矢先に、後藤新平はヨッフェを日本に招いたのである。

だが日本がソビエト・ロシアとの交渉再開によって北京政府に一定の脅威を与え、ひいては満蒙問題を有利に進展させうると期待をかけるには、それ相応のある種の判断が働いていたに違いない。すなわちソビエト・ロシアの对中国政策に復古的な変化の兆しがあることを読み取って、理想主義だけでないパワー・ポリティックスに基づく外交が可能との判断が、そこには働いていたと考えられるのである。

この点は1923年3月29日付東京・大阪『朝日新聞』の社説が、当時の見方を率直に記している。社説は要旨、次のように述べたのである。

「もしロシア政府との協議をいっそう進展させて、満蒙の勢力均衡を円満に達成するなら、必ずや支那の

夢想的な外交論者の目を覚まさせるだろう。支那人が恐れるべきは、決して日本ではなく、むしろロシアの伝統的な対華政策が復活することである。……今日、ロシア政府の対華政策に現れている変化は、その政策が徐々に帝政時代の旧態に復しつつあることを示している」(注66)(傍点——引用者)。

こうして見ると、この日ソ交渉は、究極的には満蒙問題こそが焦点だったとさえ思えてくる。

一方、上の社説に見られるようなソビエト・ロシアに対する見方は、必ずしも日本だけのものではなかったとは思えない。第1次カラハン宣言に見られたような国際主義に溢れた理想は、今や全く色あせ、外モンゴルにおける赤軍の駐留と北満鉄道の經營権を主張し続けるソビエト・ロシアは、少なくとも北京政府の目にも、帝政時代に復しつつあるかに見えたに違いない。

そしてむしろ北京政府の目にそう見えるからこそ、この社説が言うように、ヨッフェの日本訪問は、それだけで北京政府にとって充分脅威となるものだったのである。ヨッフェが孫文側近の廖仲愷を伴っていたこともそうした効果を強めるものと言えた。

一方、ソビエト・ロシアの側もこの交渉に別の目的を含ませていたと思われる。すなわちヨッフェによる対日交渉の狙いは、直接的には日本政府にソビエト・ロシアを承認させることにあったが、その実、当時、膠着状態に陥っていた北京政府との中ソ交渉を牽制する意味も大いにあったと思われる。

もう1点、ヨッフェが廖仲愷を伴った点について、従来の研究では、その目的は国共合作問題を引き続き議論するためと解釈されてきた。だがこれについても、広東政府と日本とが相互に接触を図ることによって、ともに北京政府を牽制する政治的効果があったとみるべきである。実際、孫文

はこの前後の時期、ソビエト・ロシアとだけではなく、米・日など諸列強と接触することで北京政府を牽制し、自己の主導権の下での中国統一の道を模索していたのだった。

たとえば、1923年の晩春、孫文は広東政府の大元帥に就任して間もなく、広州においてアメリカ政府公使のシューマンの訪問を受けた際、次のような驚くべき提案をしたという。即ち、アメリカが中心となって列強諸国を連合し、その支持の下で国民党軍も参加して5年間、軍事的に中国の各省を占領し、かかる後、総選挙を行なって中国の統一を回復するというのである(注67)。

自己のヘゲモニーによる中国統一に、孫文がこれまでの執念を持っていたことは驚きに値する。とはいえ、この提案はむろんシューマンの受け入れるところではなかった。

孫文のこの対米接触は、一般には孫文がこの時期、対ソ接近に一時的に疑念を抱いたせいであると解釈されているが(注68)、わたしには必ずしもそうは思えない。孫文もまた、この時期にはソビエト・ロシアに負けず劣らず、パワー・ポリティックスを駆使しようとしていたと思えるのである。

これに加えさらに、日本でなお後藤一ヨッフェ会談が行なわれている最中の1923年5月に、今度は後藤新平の娘婿である鶴見祐輔が広州に孫文を訪ね会見した。この鶴見の訪問は、明らかに後藤一ヨッフェ会談との関連で行なわれたものと見なければならない(注69)。

孫文は鶴見に対し次のように述べたという。

「(日本の——引用者)革命以後の北京(政府——引用者)援助政策は、悉く中国人の期待を裏切った近視眼的政策である。ただこの故に中国の革命は失敗してきた。……最近ソビエトが中国の頼るべき国家であることを知った。中ソ両国が攻守同盟を結べば世界に恐れる国はない。……しかし、我々はまだ日本に絶望して

いない。……ソビエトと同盟するよりも、日本を盟主として東洋民族の復興を図ることが、我々の希望である。それには、日本は従来の中国に対する誤った西洋流の侵略政策を捨てて、北京政府援助を止め、満州から撤退しなければならぬ。それまでは、……中国人は深い疑いの目をもって日本を眺め続けるであろう」(傍点——引用者)。

かつて孫文は1919年11月、日本の実業家・松永安左衛門に、南方派は満蒙を必要としないがゆえに、日本が南方派を援助すれば日本の満蒙領有を認めようと述べたことがある(注70)。

この1919年末の時期に、孫文の念頭にあったのは、自分を指導者とした南方派と日本との2派連合によって、北京政府を撃つことであった。だが1923年5月の鶴見との会談において、孫文の念頭に浮かんでいたのは、今度は広東軍政府とソビエト・ロシアそれに日本の、3派の連合によって北京政府を打倒することに発展していたのである。自派と日本の間にソビエト・ロシアという存在が入ってきたこと、しかもそのソビエト・ロシアが国民党支持を打ち出してきたことによって、孫文の立場は以前よりもずっと強いものに変わっていた。それこそが孫文がこの時期、満蒙問題について、日本に対してより強い姿勢を示した理由であると思われる。

だがこうした表面的な変化にもかかわらず、孫文の見方には一貫して変わらぬ一つの姿勢がうかがえる。すなわち、あらゆる手段を講じても、北京政府を打倒し中国統一の実現を果たすという姿勢にほかならない。

そこでは満蒙問題も、満州人やモンゴル人の民族自決の問題として考えられているわけではなく、あくまで統一主義の立場から中国統一に有利かどうかの得失に重きをおいて交渉材料とされている感が否めない。この意味では孫文の目指した

ものはどこまでも統一的な中国国家の建設にほかならなかつた。それは言葉のうえでの理想としては、ブルジョワ民主的な「国民革命」であったかも知れないが、内実はなお「国民革命」から遠いものだった（この点はすぐ後に触れる）。にもかかわらず、それが親ソ的な統一主義であるというだけで、その目標は当時コミニテルンが中国革命に期待していた方向に完全に沿うものだったのである。

7. 全面入党方式による国共合作と2全大会 ——民族政策の変質の端緒

こうした形で、広東政府、日本、ソビエト・ロシアの3者間に交渉が進行する中で、コミニテルン代表のマーリンも「二七惨案」後の善後策を打ち合わせるため、1923年3月、再びモスクワに行き、5月にはコミニテルン執行委員会の中共中央宛の訓令を持って再び上海に戻ってきた。マーリンによれば、この訓令はブハーリンを委員長とする中国問題特別委員会がマーリンの報告を基に作成したものという（注⁷¹）。

念のために言っておけば、ほぼ同じ時期、コミニテルン執行委員会は、1923年5月3日付けで「中国共产党第3回大会に対する指令」を発出していたが、中途で官憲の妨害を受けたため、大会終了後の7月18日にやっと上海に配達されたため、実際には大会開催に影響しなかった（注⁷²）。

マーリンが持ってきたとされる訓令の内容は、原文が公表されていないので、正確を期することはできないが、まず何よりも「国民革命こそが中国革命の当面の中心任務である」と主張するものだったという。この主張を基調として、国民党こそ国民革命を指導する中心であり、だから共产党員は例外なく皆、国民党に入党し、一切の活動を国民党に帰着させねばならない、と指示する内容だったらしい（注⁷³）。

今や、中共指導者の誰もが、「国民革命」とは一体いかなるものか、その実質を議論の余地なく知っていた。

だがその国民革命なるものは、西欧近代的な意味での国民国家建設を目指すものと理解することは到底出来ない。

つまり英・米両列強に支持された曹錕・吳佩孚の直隸派軍閥からなる北京政府を打倒し、中国の政治的かつ軍事的統一を実現することと、国民国家の創出とは決して同じことではなかったのである。

この点、当時の軍閥政治の在り方とからめて、ここで用いられる「国民」概念に誤解が生じるのを避けるため、若干の補足的議論を行なっておきたい。むろんここでは問題のごく一部に議論を限定するしかない。

鈴江言一が自著『支那革命の階級対立』の中で明らかにしているように、軍閥の軍事力の基礎をなす「兵」こそ、実は中国革命の特殊性を規定する重要な要素をなすものだった。極言すれば、「兵」についての理解を欠いては南北諸軍閥の抗争の根本因は分からないとさえ言ってよい（注⁷⁴）。

当時の中国の「兵」とは、本来は「匪」と何ら異ならないものだった。「兵」も「匪」も、戦乱、災害、封建的搾取などによって疲弊し土地を捨てた失業農民が、乞食になることを欲しなかった場合に自ら選んだ生活手段だったのである。つまり、一部の失業農民が生活維持の手段として土匪となるのを選んだ時、「支配階級は秩序維持の名によって、他の失業農民を軍隊に編入した。過去の支那歴史が封建的農民搾取の歴史であった限り、それは農民の失業と匪化、農村のより拡大する荒廃、の循環運動の歴史であった」。

このようにして生まれる「兵」は平時にあって

は、低い手当のせいで給養に不足するが、いったん戦争となれば、比較的正規に給料を支給され、かつ略奪を公認される。「故に彼らはこのためのみ戦争を好む……軍隊はまさしく合法的土匪である……軍隊の増加は、より甚だしい農村の荒廃となり、より急激な農民の失業化となる」。そして増大する失業農民はさらに「兵」となって生活維持を図る、という螺旋型の循環運動が続くわけである。

こうした循環運動を拡大させる役割を果たしたものこそ、列強諸国の中国支配であった。各軍閥は列強諸国間のパワー・バランスのなかで、いずれかの列強と結びつき、その後援の下で「兵」を養い、軍閥間の抗争に狂奔していったのである。

かくて「兵」は中国社会でもっとも忌み蔑まれる存在でしかなかった。しかも孫文の目指す中国統一もしょせんはそのような「兵」に依拠した軍事力による統一になるほかはなかったのである。付言すれば、「兵」が中国社会のなかで尊敬に値する存在となり、むしろエリート的存在に変わったのは、毛沢東、朱徳らの指導下に紅軍が登場してのちのことである。毛沢東による革命の核心の一つが、この点でまさに「兵」の革新にあったことを忘れるべきではない。

それはともかく、軍閥間の抗争を南方派の北方派討伐によって收める中国統一を、コミニテルンはブルジョワ民主的な国民革命であると強弁していたわけである。だから中国の実状を知る中国人革命家たちがこのような議論に強く反発したのは当然であった。

本来、戦乱、災害、封建的搾取とそれによる農民の困窮化が、さらに兵・匪を産み、それがさらなる戦乱、災害、搾取を増大させるという悪循環を断つことなしには、中国の眞の革命もありえな

かったのである。

さて、マーリンはモスクワから戻るや、中共に対し直ちに第3回党大会の開催を要請した。かくて1923年6月10日から20日まで、広州において党の第3回全国代表大会（以下、3全大会と略）が開催された。

3全大会の焦点となった問題は、共産党の全党員が例外なく国民党入党すべしとするマーリンの、ひいてはコミニテルンの方針を受け入れるか否かの問題であった。その際、共産党は自組織の独立性の保持を過度に主張してはならないとマーリンは主張していたのである（以下、これを全面入党方式と略す）。この方針はマーリンがモスクワから持参した前記「訓令」の内容に基づいて提起されたものだった。

張国燉によれば、マーリンは大会席上、「少なくとも5年以内の間、中国に真に実力を持った共産党が誕生することはあり得ない」と断言したという（注75）。

実際には、コミニテルン内部では、このような解党主義に近いほどの譲歩を中共に迫ることについて、恐らく意見が一致していなかったと思われる。と言うのも、当時、中共が入手できずにいた既述のコミニテルンの「第3回大会に対する指令」では、反帝・反封建・民族革命戦線に結びついた農業革命を起こすよう呼びかけるとともに、「（その——引用者）指導権は労働者階級の党に属すべきである」としていたうえ、さらに「共産党を大衆的プロレタリア政党に変えて、党を強化」することが「共産主義者の第1の義務である」としていたからである。

張国燉はこの時、マーリンはモスクワで何らかの論争があったことについて、一言も触れず、隠しとおしたと述べて批判している（注76）。大会の場

では、マーリン、陳獨秀、瞿秋白、張太雷らが全面入党方式に賛成し、張國燾、蔡和森、劉仁靜らが中共組織の独立性の保持を主張して、全面入党方式に強く反対して真向から対立する形となつた。

この時、毛沢東は当初反対派の立場に立って、農民革命の重要性を指摘し、広州の一隅に勢力を張る国民党のみを見て、全国の広範な農民を重視しないのは間違いであると主張した。付言すれば、当時、既に廣東省海陸豐に彭湃を指導者とする農民運動が発展しつつあったが、陳獨秀を除いて他の指導者は、毛沢東も含めてその実情を全く知らなかつたという。いずれにせよ、3全大会の争点は全面入党方式を巡る問題にあつたため、毛沢東のこの提起は結局、議論の俎上に載るに至らなかつたのである（注⁷⁷）。

3全大会は最終的に張國燾の修正案を1票差で否決し、原案である全面入党案を採択したが、張國燾だけが最終決定に対しても意見を保留する態度を変えなかつたため、批判を浴び中央委員会から更迭される結果になった（注⁷⁸）。

いずれにせよ、3全大会が採択した諸決議は1年前の2全大会に比して、コミニテルンとソビエト・ロシアの意向にほぼ全面的に近いほど屈服した形になっている。

この時点で、満蒙問題の処理を巡るソビエト・ロシアの出方に、なお中共指導者たちが懸念を抱いていなかつたとは思えないが、にもかかわらず、もはや1年前の2全大会の時と違つて、かれらにはこれに抵抗するための力も決意も失われていたように見える。

とはいひ、この年3月から北京政府の日本に対する21カ条廢棄要求に刺激されて、華北・華中を中心として全国的に日貨排斥の運動が急激に燃え

上がっており、そうしたなかでソビエト・ロシアが日本を相手に交渉を行なうことはさまざまな疑惑を招きかねないものだった。

マーリンはこの点を考慮してか、3全大会の開催とほぼ同時の1923年6月、雑誌『嚮導週報』に「アメリカと日ソ会議」と題する文章を発表して、次のような釈明めいた議論をしている。「被抑圧民族の有力な援助者であるロシアが、日本との間で中国の利益を損なうような合意を行なうことは永遠にあり得ない。それとは全く反対に、もしも両国の関係正常化が成った場合には、日本において対華政策を全面的に転換しようとする傾向を持った一派の思想が優勢になることも、今は分からぬとは言え、あり得ぬことではない」云々（注⁷⁹）。

いずれにせよ3全大会は、国共合作と全面入党方式を巡る議論で終始し、しかもそれがコミニテルン（マーリン）の望む方向で決着したため、満蒙問題や中国を取り巻く國際情勢の問題が議論される余地は全くなかった。この結果3全大会が採択した文書には、モンゴルをはじめとする中国の周辺地域の問題、ひいては民族問題が、もはや、とつてつけた程度にしか触れられることになったのである。すなわち民族問題に触れた文書は「中國共産党綱領草案」のみで、しかもそれは、前後の説明や脈絡なしに「共産党的任務」の18項目の第8項目として、次のように述べたに止どまつた（注⁸⁰）。

「チベット、モンゴル、新疆、青海等の地域と中國本土との間の關係は、當該地域の民族の自決によって決めるものとする」（傍点——引用者）。

この規定では、確かに「民族自決」の概念が明確に述べられてはいる。だがそれが中共の目指す革命、たとえば反帝・反植民地主義運動や国共合

作とどのようにつながるのか、何一つ説明がない。この点は1年前の2全大会で提起された民族政策との大きな違いである。すなわち、2全大会では本土と周辺諸地域の関係を、中国を取り巻く国際環境を考慮しつつ自治を基礎とした連邦制とすると明言することで、間接的に無条件の統一主義的主張に反対する共産党の独自な立場が打ち出されていたのだった。

つまり、2全大会では国際社会（国際共産主義運動を含め）のなかで弱小の周辺国に陥した中国の被抑圧の問題と、さらにその国内に発生する周辺問題（民族問題）の重層的な在り方がまだ、ある程度は理解されていたのである。

3全大会以後、中共の民族政策は徐々に、中国を取り巻く国際関係に対する鋭敏で緊張感に満ちた現実感覚を失って、いわば一種の教条に近いものに陥してゆく傾向を見せ始める。そして基本的に、これ以降2度と結党初期の民族政策に立ち返ることはなくなるのである。

むろんだからと言って、中共にその後、民族政策が見られなくなるというのではない。ただそこには歴然たる民族政策の変質過程が見られたのであり、それがまたのちに解放後の、民族自決を否定した「民族区域自治」と呼ばれる民族政策の出現にもつながったのである。そして本稿で追跡した中共結成期、コミニテルンとの格闘とそれへの屈服の過程こそ、その変質過程の出発点に位置するものにほかならなかった。

(注1) E・H・カー著 原田三郎・田中菊次・服部文男共訳『ボリシェヴィキ革命 1917~1923』第1巻 みすず書房 1967年 294~295ページ／チョイバルサン著 田中克彦編訳『モンゴル革命史』未来社 1971年 35ページ。

(注2) Maghame, B., *Chinese Policy toward Tibet and Mongolia* (California State University,

Fullerton, M. A.), アンアーバー（ミシガン）、University Microfilms, A XEROX Company, 1973年, 62~63ページ／チョイバルサン 同上書 19~20ページ。

(注3) チョイバルサン 同上書 18ページ／向青「中国共産党創建時期の共産國際和中国革命」（『近代史研究』1980年第4期。朱成甲編『中共党史研究論文選』上冊 長沙 湖南人民出版社 1983年に転載）305ページ。

(注4) Lattimore, Owen, *Nationalism and Revolution in Mongolia*, ニューヨーク, Oxford University Press, 1955年, 144~145ページ／Maghame, 前掲書, 64ページによればウンゲルンはコルチャック軍の將軍でもあったという。

(注5) チョイバルサン 前掲書 40ページ。

(注6) Maghame, 前掲書, 69ページ／チョイバルサン 前掲書 80ページ／*История Монгольской Народной Республики* [モンゴル史], モスクワ, Изд-во. Наука, 302~308, 327ページ。

(注7) Onon, Urugunge編訳, *Mongolian Heroes of the 20th Century*, ニューヨーク, AMS Press, 1976年, 185ページ／Lattimore, 前掲書, 169~171ページ／チョイバルサン 前掲書 126~127ページ／*История Монгольской Народной Республики*, 337ページ。

(注8) 向青 前掲論文 306ページ／ソ連科学アカデミー極東研究所編 毛里和子・本庄比佐子共訳『中国革命とソ連の顧問たち』日本国際問題研究所 1977年 174ページ。

(注9) ソ連科学アカデミー極東研究所編 同上書 184ページ／E・H・カー 前掲書 296~297ページ。

(注10) 山田辰雄『中国国民党左派の研究』慶應通信 1980年 43ページ／藤井昇三『孫文の研究』勁草書房 1966年 175ページ。

(注11) 蕭牲・姜華宣「第一次国共合作統一戰線的形成」（『歴史研究』1982年第2期。朱成甲編 前掲書に転載）。

(注12) 藤井 前掲書 176ページ／向青 前掲論文 305ページ。

(注13) 張磊『孫中山論』広州 広東人民出版社 1986年 118~119ページ。

(注14) 姜義華『章太炎思想研究』上海 上海人民出版社 1985年 647ページ。

(注15) 向青 前掲論文 306ページ／蕭牲・姜華宣

- 前掲論文 385ページ。
- (注16) 山田 前掲書 45~48ページ。
- (注17) 「馬林給共産國際執委會的報告」(『馬林在中國的有關資料』北京 人民出版社 1980年)。
- (注18) 同上資料。
- (注19) 山田 前掲書 51ページ。
- (注20) M・レヴィン著 河合秀和訳『レーニンの最後の闘争』岩波書店 1969年 34~35ページ。
- (注21) 張國燾『我的回憶』第1冊 香港 明報月刊出版社 1971年 182~183, 201ページ。
- (注22) 同上書 208ページ。
- (注23) サファロフ「民族・植民地問題及び今後の共産主義者の態度に関する報告(1922年1月25日)」(日本國際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第1巻 効草書房 1970年) 82~96ページ。
- (注24) 魏知信『陳獨秀思想研究』南京 南京大学出版社 1987年 58ページ。
- (注25) 向青 前掲論文 308ページ。この會議に張國燾が参加していたかどうかははっきりしない。張は自分が帰国した時にはマーリンは中国を既に離れたあとだったと述べているからである(張國燾 前掲書213ページ)。
- (注26) 張國燾 前掲書 248ページ。
- (注27) 同上書 216~217ページ。
- (注28) 向青 前掲論文 308ページ/魏知信 前掲書 62ページ。
- (注29) 蕭牲・姜華宣 前掲論文 387ページ。
- (注30) 同上論文 387~388ページ。
- (注31) E・H・カー 前掲書 297~298ページ。
- (注32) 姜義華 前掲書 119ページ。
- (注33) 張國燾 前掲書 227ページ/山田 前掲書53ページ/章杰延『孫中山哲学思想研究』長沙 湖南人民出版社 1981年 40ページ。
- (注34) 張磊 前掲書 119~120ページ。
- (注35) 姜義華 前掲書 647ページ。原文は『申報』1922年5月29日。
- (注36) 張國燾 前掲書 233~234ページ。
- (注37) 日本國際問題研究所中国部会編 前掲書第1巻 119~129ページ。
- (注38) 張磊 前掲書 120ページ/蕭牲・姜華宣 前掲論文 392ページ/張國燾 前掲書 249ページ。
- (注39) 張國燾 前掲書 239ページ。この点については、党員の陳公博が陳炯明クーデターの首謀者の1人だったという説すらある。『現代史料 第一集』
- 中国現代史双書之三 香港 波文書局出版 1980年 62ページ。
- (注40) 張國燾は7月10日頃と言う。開会日については諸説あり5月説から7月説まである。だが大会宣言などの内容から見て、少なくとも陳炯明のクーデター後の開催を見るのが妥当である(張國燾 前掲書237ページ)。今日、中国の定説では、7月16日から23日としている(魏知信 前掲書 59ページ)。
- (注41) 張國燾 前掲書 237ページ。
- (注42) 同上書 239~240ページ。
- (注43) 日本國際問題研究所中国部会編 前掲書第1巻 48ページ。
- (注44) M・メイスナー著 丸山松幸・上野恵司共訳『中国マルクス主義の源流——李大釗の思想と生涯——』平凡社 1971年 250~254ページ。
- (注45) 日本國際問題研究所中国部会編 前掲書第1巻 151ページ。
- (注46) 坂本是忠『中国辺境と少数民族問題』アジア経済研究所 1970年。
- (注47) 日本國際問題研究所中国部会編 前掲書第1巻 149~150ページ。
- (注48) 向青 前掲論文 309ページ/蕭牲・姜華宣 前掲論文 390ページ。
- (注49) 「蘇聯新發表的共產國際有關中國革命的檔案文件(之一)」(『中共党史研究』1988年第1期 创刊号) 73~74ページ。
- (注50) 道夫・賓「對《是否有一個斯内夫利特戰略?》一文的答復」(『馬林在中国的有關資料』所収)。
- (注51) 向青 前掲論文 310~311ページ/蕭牲・姜華宣 前掲論文 391ページ/張國燾 前掲書 242~245ページ。
- (注52) 向青 前掲論文 311~312ページ。
- (注53) 高君宇「國人對於蒙古問題應持的態度」(『嚮導週報』第3期 1922年9月27日)。
- (注54) 高君宇「日俄會議及中俄會議」(『嚮導週報』第5期 1922年10月11日)。
- (注55) 姜平『鄧中夏的一生』南京 南京大学出版社 1985年 74~80ページ。
- (注56) 張國燾 前掲書 262~263ページ/向青 前掲論文 304~305ページ/蕭牲・姜華宣 前掲論文 383~384ページ。
- (注57) 中国社会科学院近代史研究所翻訳室編訳『共産國際有關中國革命的文献資料 1919~1928』北京 中国社会科学出版社 1981年 64~65ページ。

- (注58) 同上資料 76~77ページ。
- (注59) 向青 前掲論文 315ページ／韋杰延 前掲書 45ページ／張國燾 前掲書 257ページ。
- (注60) 張國燾 前掲書 258ページ。
- (注61) 向青 前掲論文 314~315ページ／日本國際問題研究所中国部会編 前掲書 第1巻 201~202ページ。
- (注62) 蔡和森「四派勢力与和平統一」(『嚮導週報』第18期 1923年1月31日)。
- (注63) 張國燾 前掲書 261~281ページ／スチュアート・シュラム著 石川忠雄・平松茂雄共訳『毛沢東』紀伊国屋書店 1967年 50ページ／「二七大屠殺的經過」(『嚮導週報』第20期 1923年2月27日)／姜平 前掲書 89ページ。
- (注64) 韋杰延 前掲書 45~46ページ。
- (注65) 東亜時局研究会編『大満州國』上巻 東京 1933年 416ページ／南満洲鉄道株式会社庶務部調査課『満蒙要覽』大連 1929年 93ページ／浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動』未来社 1973年 337ページ。
- (注66) 蔡和森「中日交渉与中俄關係」(『嚮導週報』第21期 1923年4月18日)。
- (注67) Sharman, L., *Sun Yat-sen: His Life and Its Meaning*, ニューヨーク, 1934年, 249~250ページ／藤井 前掲書 190ページ／向青 前掲論文 315ページ。
- (注68) Sharman, 同上書, 249~250ページ。
- (注69) 鶴見祐輔「廣東大本營の孫文」(『改造』1923年7月)／藤井 前掲書 176~177ページ。
- (注70) 松永安左衛門『支那我観』東京 改造研究会 1919年 121~128ページ／藤井 前掲書 141ページ。
- (注71) 張國燾 前掲書 287ページ。
- (注72) 中国社会科学院近代史研究所翻訳室編訳前掲書 78~80ページ／日本國際問題研究所中国部会編 前掲書 第1巻 235ページ／ウェイ・グルーニン「コミニテルンと中国における共産主義運動の生成」(国際労働運動研究所編 国際関係研究所訳『コミニテルンと東方』協同産業出版部 1971年)219ページ。グルーニンによれば指令発出の日付は5月24日付けとなっている)。
- (注73) 張國燾 前掲書 286~287ページ。
- (注74) 鈴江言一『支那革命の階級対立』大鳳閣 1930年 20~25ページ／新島淳良『歴史の中の毛沢東』野草社 1982年。
- (注75) 張國燾 前掲書 289ページ。
- (注76) 同上書 288ページ。
- (注77) 同上書 294~295ページ。
- (注78) 同上書 296~298ページ／魏知信 前掲書 63~64ページ。3全大会にはなお不明朗なところが多い。たとえば、3全大会が採択したとしている「党規約修正案」と「党綱領草案」は、その採択の日付をいずれも1923年7月としており、とくに前者「修正案」では3全大会の会期を7月10日から20日としているのである(中国革命博物館『中国共産党党章匯編』北京人民出版社 1979年 10~15, 252~258ページ)。
- (注79) 孫鐸「美國与日俄會議」(『嚮導週報』第29期 1923年6月13日)。孫鐸はマーリンのペンネーム。その後の日ソ交渉の経過についても述べておこう。日本における日ソ交渉は予備交渉としての後藤・ヨッフェ会談が1923年6月16日とあえず終了し、引き続き6月28日から7月31日まで、今度はヨッフェと駐ボーランド公使・川上俊彦との間で本格交渉が進められた。その後、交渉はいったん中断するが、9月18日再々度、今度は北京で山本権兵衛内閣の駐華公使芳沢謙吉とソビエト・ロシア代表カラハーンの間で交渉が継続され、ついに1925年1月20日、日ソ基本条約が結ばれ、両国間に国交が回復することになったのである。
- (注80) 中国革命博物館 前掲書 257ページ。

結論にかえて ——その後の民族政策と今後の展望——

最後に、その後の中共の民族政策についておおざっぱに触れて、本稿が未解決のまま残した課題を明らかにして置きたい。

京漢鉄道労働者の運動が「二七惨案」によって挫折したのち、コミニテルンの指導下に中共の路線はその比重を徐々に労働運動から農民革命へと移すようになる。その端緒となつたのが既述の3全大会後に中共に伝えられたコミニテルンの「第3回大会に対する指令」であった。同「指令」は

その冒頭で次のように述べる。

「中国における民族革命と反帝国主義戦線の創設は、必然的に、封建制度の遺物に対する農民の農業革命を伴うであろう」。

かくてその後、さらに彭湃の広東省海陸豊の農民運動や毛沢東の湖南農民運動などを経て、中共内部にいっそう農民革命への傾斜が強まるにつれて、その民族政策はチベット、モンゴル、新疆などの周辺問題と一時完全に切り離されてしまう結果になっていった。

というのも、当時の農民運動は基本的に中国の国境・周辺地域から遠く離れた内部地域で展開されることが多く、しかも都市部の労働運動と異なって帝国主義列強との直接の対決を迫られる性格を持たなかった。その結果、必然的に国際政治絡みで現われる周辺問題の重要度は低下したわけである。

もっとも、1934年10月に始まる長征では、中国紅軍が陝西省延安に到達する過程で多くの周辺地域を踏破し、その中で「少数民族」との接触を数多く経験したため、再び「民族問題」が現実的意味を持った問題として、立ち現われるようになってゆく。

この時期、実際矢継ぎ早に「民族自決権」の承認を掲げる民族政策が中共によって打ち出された。たとえば1935年8月5日の中共中央のいわゆる「毛沢東決議」の第5部「少数民族の中に在る党の基本方針について」に始まり、35年12月20日の毛沢東名義の「内蒙人民に対する宣言」、ついで36年5月25日の同じく毛沢東名義の「回族人民に対する宣言」と続く一連の文書がそれであつた(注1)。

だがここでもその民族政策は、当時の中共がすでに国際世界との接触をほとんど持ち得ない孤立

的・閉鎖的状況にあったため、中国周辺地域の諸民族を巡るソ連、日本、欧米列強の、国際政治のパワー・ポリティックスを視野に置いた政策とはなり得なかった。

この点は、本稿冒頭の問題提起でも述べたように、民族問題が一国家内の中心部対周辺部の関係としてのみ現われるのでなく、同時に国際社会のなかの中心国対周辺国の関係としても現われ、しかもこの次元の違う二つの関係がしばしば重層的に作用し易いと言うことを考慮するとかなり決定的な問題であった。

言い換れば、中共の持つ政治権力が外部の国際社会に向かって門戸を開いた開放的な権力であったか否かにこそ、その民族政策の在り方を決定する重大要因があったということである。

中共がなお中国の全国権力を掌握していなかつた解放戦争の時期には、外部の列強諸国、とりわけ日本の侵略圧力に対して激しく敵対していたとは言え、なお欧米列強のすべてと敵対するほど外部世界から自己を閉鎖しようとする姿勢は強くなかった。むしろ当時の中共権力の閉鎖性はなお外部世界との敵対性から生じたものではなく、その権力の農民権力的性格から、外部世界との接触に恵まれなかつたことに起因するところが多かつた。だから毛沢東はまだ延安の洞穴に居を構えていた1936年の時点から、アメリカ人記者のエドガー・スナーとの接触を進んで行ない、自分自身のことを含めて、中共の実態について実に多くのことを語ったのである。

むろん当時においてもすでに外部世界との敵対がその閉鎖性に影響していなかつたわけではない。だがその敵対性が決定的な形で閉鎖性に影響を与える始めるのは、やはり日中戦争と第2次世界大戦が終結した後、1946年以後いわゆる東西冷戦

体制が確立してからのことである。「民族区域自治」と呼ばれる今日の民族政策は、この時期の1947年5月1日に内モンゴル自治政府が成立したことが最初の出発点となったのである。国民党との内戦期にあったこの時期になぜ、内モンゴルは外モンゴルと同じように「人民共和国」を名乗らず、「自治政府」を名乗ったのか。そこには冷戦体制の影が色濃く投影されていたのである。

いずれにせよ、とりわけ中共が全国権力を掌握した直後の1950年6月に勃発した朝鮮戦争は、中国とアメリカを全面的な敵対に追いやる結果となり、ついにスターリン＝ソ連の鉄のカーテンの外側に毛沢東＝中国の竹のカーテンが欧米世界に敵対するものとして張り巡らされることになった。むろんこれに対応して、アメリカを盟主とする

「西側」世界も共産主義封じ込め政策（ドミノ理論）を展開したことは周知のとおりである。

そして、中国の民族区域自治政策が最終的に確立したのは、この朝鮮戦争のさなかの1952年8月8日に中央人民政府委員会が「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」を採択して以後のことだった。この事実は、今日の中国の民族政策の根幹が、米ソ冷戦体制の出現の産物として形成されたものであることを示すと言えよう。

（注1）史筠『民族法制研究』北京 北京大学出版社 28～39ページ。

（アジア経済研究所地域研究部研究主任）

〔付記〕本稿は1987年度個人研究「現代中国における路線転換——文革路線と近代化路線——」の成果の一部である。